

(別添 3)

令和 8 年度_関東環境局脱炭素官民連携イベントの開催・運営等委託業務に係る
企画書等審査基準及び採点表

審査項目	審査基準	配 点	採 点	備考
1_提案事項	業務内容に対する専門的知見の有無と理解度	20		
	提案 1 の適切性	15		
	提案 2 の適切性	20		
	提案 3 の適切性	20		
	提案 4 の適切性	20		
2_実施体制	無理なく妥当な業務実施フローが提案されているか。	15		
	業務従事者の配置や役割分担が適切であり、本業務実施に関する知見や能力、実績等を有する者が確保されているか。	20		
	本業務実施に必要な外部協力者やネットワーク等が適切に示されているか。	20		
3_業務実績	過去 5 年間の同様の業務実績があるか。1 件以上あれば可（3 点）とし、以降は件数や業務概要等に応じて加点する。	15		
4_見積価格	提案内容等に応じた価格の妥当性	15		
	積算内訳の妥当性	10		
5_環境認証取得状況	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無。 ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を	5		

(別添 3)

	受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。			
6_組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5 点 ・えるぼし 3 段階目（※2） 4 点 ・えるぼし 2 段階目（※2） 3 点 ・えるぼし 1 段階目（※2） 2 点 ・行動計画（※3） 1 点 ※1 女性活躍推進法(令和 2 年 6 月 1 日施行)第 12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	5		

(別添 3)

	○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4 点 ・くるみん認定(新基準※4) 3 点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2 点 ・トライくるみん認定 2 点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和7年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定) ○若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4 点			
	合計	200		

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1/2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

5 点満点の場合 10 点満点の場合 15 点満点の場合 20 点満点の場合

- | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|
| ・秀 | 5 点 | | | |
| ・優 | 4 点 | | | |
| ・良 | 3 点 | ×2 | ×3 | ×4 |
| ・準良 | 2 点 | | | |
| ・可 | 1 点 | | | |
| ・不可 | 0 点 | | | |